



コーポレートガバナンス体制

当社は、コーポレートガバナンスとは、「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識のもと、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、当社に最もふさわしい経営体制の構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するために、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

これまでのコーポレートガバナンスの強化・充実に向けた取り組み

これまで当社では、取締役会規模の適正化、会長・社長の任期の設定、取締役の任期の短縮、諮問機関の設置、監査役体制の強化と機能の充実、執行役員制の導入、社外アドバイザーの起用などにより、コーポレートガバナンスの強化・充実を図ってきました。

また、当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方について、「住友商事コーポレートガバナンス原則」としてまとめ、当社のウェブサイトで公表しています。

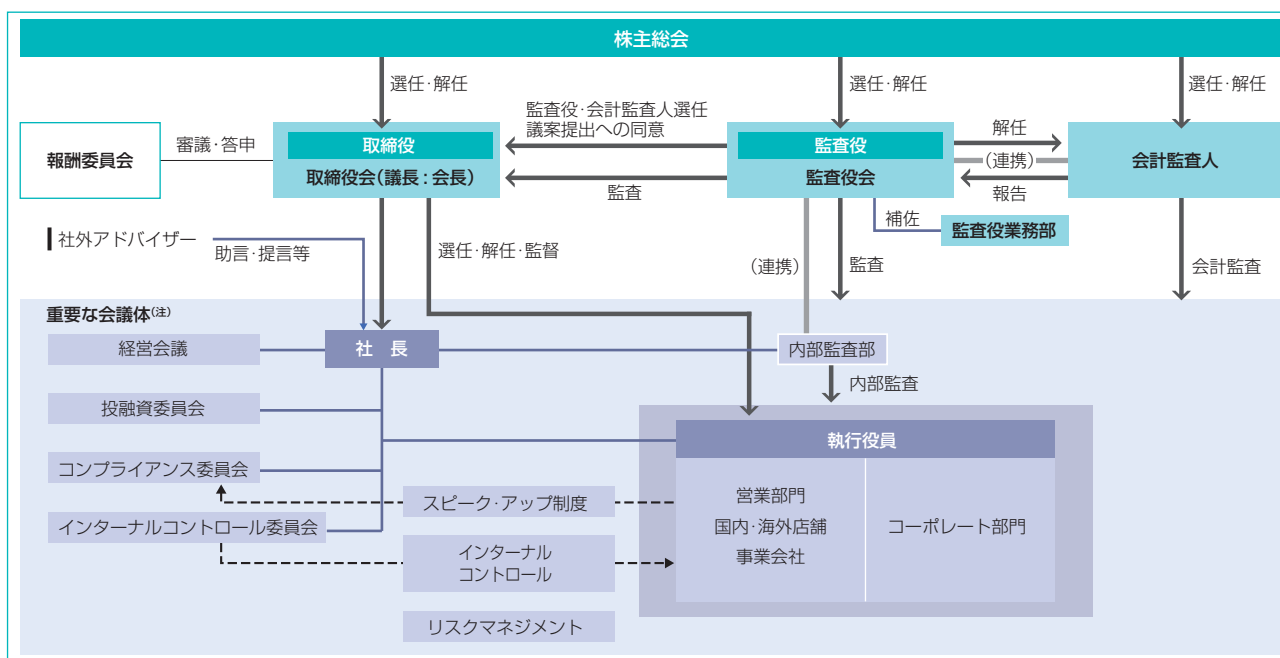
<http://www.sumitomocorp.co.jp/company/governance/detail01.html>

当社のコーポレートガバナンスの特長

2003年4月から、旧商法のもとで委員会設置会社制度も選択できるようになりましたが、当社は、従来の監査役設置会社制度を継続した上で、その監査体制を一層強化・充実させるとともに、社外の多角的な視点からの監査や社外アドバイザーからの意見・提言により、外部の視点を取り入れた経営体制としています。これが、コーポレートガバナンスの実効性をあげる上で、最も合理的であると考えています。

当社は、日本企業としての経営風土を尊重しつつも、グローバルな潮流や企業法制の動向を踏まえ、また、他国におけるコーポレートガバナンスの優れている点などについてはこれを参考にして、当社にとって最適なコーポレートガバナンス体制のあり方について、今後も引き続き検討してまいります。

住友商事のコーポレートガバナンス体制



(注) 経営会議：経営に関する基本方針・重要事項について意見交換・情報交換

投資委員会：重要な投資案件等の審議

コンプライアンス委員会：経営の健全性維持の観点からの当社グループ全体のコンプライアンスの徹底

内部監査部：内部監査

「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

取締役及び取締役会

● 取締役会規模の適正化

2003年に取締役の人数を24名から半減させ、2008年7月現在、取締役の人数は12名となっています。これにより、業務執行の監督と重要な経営事項の決定の機能を担う取締役会で、従来にも増して実質的で活発な議論と迅速な意思決定を行える体制となっています。

● 取締役の任期の短縮

事業年度ごとの経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、2005年6月に取締役の任期を2年から1年に短縮しました。

● 取締役会長・取締役社長の任期の制限

相互牽制の観点から、原則として取締役会長及び取締役社長を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。

また、取締役会長及び取締役社長の任期は原則として、それぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが交代しないことで、ガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除しています。

● 取締役会の諮問機関の設置

当社の取締役及び執行役員の報酬・賞与の決定プロセスの透明性及び客観性を一層高めるため、取締役会の諮問機関として、半数以上が社外委員で構成される報酬委員会を設置しています。この報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬・賞与に関する検討を行い、その結果を取締役に答申しています。

監査役及び監査役会

● 監査役体制の強化と機能の充実

外部の視点からの監視体制の強化のため、2003年6月に社外監査役を1名増員しました。これにより、監査役5名のうち3名が社外監査役で、そのうち2名が最高裁判所判事や検事総長の経歴を持つ法律家、1名が会計の専門家と、多角的な視点からの監査体制となっています。

● 監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会をはじめとする重要な社内会議に必ず出席するほか、取締役会長・取締役社長と経営方針や監査上の重要課題について毎月意見を交換しています。さらに、監査役を補佐する監査役業務部を置き、監査業務が支障なく行われ、監査役の機能が最大限果たせるようにしています。

● 内部監査部門、会計監査人との連携

監査役は、効率的な監査を行うため、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について適時に報告を受けています。

また、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫棚卸監査への立会などを行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。

執行役員制の導入

当社では、業務執行の責任と権限の明確化と取締役会の監督機能強化を目的として、執行役員制を導入しています。この制度のもと、取締役会で選任された執行役員36名のうち、執行の責任者である事業部門長8名を含む11名の執行役員が取締役を兼任することで、取締役会での意思決定と業務執行のギャップを防ぎ、効率的な経営を目指しています。

社外アドバイザーの起用

社外の方々の考え方を経営に取り入れるため、社外の有識者数名を社外アドバイザーに起用し、経営会議メンバーとの会議を行っています。経営課題に関するさまざまなテーマについて、幅広い視点から助言・提言を得ているほか、リーダーシップやキャリアデベロップメントなど、各アドバイザーの専門分野について社内各層向けに講演・講義をしていただいています。

「経営の透明性の確保」のための体制

情報開示の基本方針

当社は、当社の経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

株主・投資家とのコミュニケーション

● 株主総会における議決権行使の促進に向けた取り組み

当社は、定時株主総会の3週間前に招集通知を発送するとともに英文版も作成し、当社のWebサイトに掲載しています。2004年からはインターネットによる議決権行使、2005年からは携帯電話からのインターネットによる行使もできるようにしました。さらに、2007年からは(株)東京証券取引所等により設立された合併会社、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。

● 各種情報の開示

当社のWebサイト上には、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料等のほか、会社説明会資料、社会と環境に関するレポート等投資判断に資する資料をタイムリーに掲載しているほか、年次報告書であるアニュアルレポートや広報誌「SC NETWORK」を発行し、積極的な情報開示を行っています。

● IR活動

株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・機関投資家向けに経営トップの出席のもと、年4回、定期的な決算説明会を行うとともに、海外投資家に対しては、米国・英国をはじめ、欧州・アジア方面を訪問し、継続的に個別ミーティングを実施しています。また、個人投資家向けには、2004年度以降、継続して会社説明会を開催しており、2007年度は全国5都市で開催し、合計で約1,400名の個人投資家が参加しました。

今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆様との信頼関係の強化に努めていきます。

当社は、コーポレートガバナンス体制の強化・充実を行うとともに、「経営の効率性の向上」及び「経営の健全性の維持」の観点から、内部統制の実効性の維持・向上のため、インターナルコントロール・内部監査、リスクマネジメント、コンプライアンスの一層の徹底・強化に努めています。

インターナルコントロール・内部監査

住友商事グループは、全てのステークホルダーの皆様常に安心・信頼していただける企業集団であり続けるために、グローバル連結ベースでの「業務品質の向上」を目指し、内部統制の強化に取り組んでいます。このような目的のもとで、インターナルコントロールと内部監査は相互に補完し合い、より強固な内部統制システムを構築しています。

インターナルコントロール

住友商事グループの持続的な成長・発展のためには、グループ全体の内部管理体制を常にチェックし、継続的に改善することが不可欠です。「インターナルコントロール」は、そのための重要なツールと位置づけており、2005年度の導入以来3年を経て、住友商事グループ各組織の隅々にまで浸透、定着してきています。

● グローバル連結ベースで内部統制の総点検を実施

住友商事グループは、8つの事業部門と国内・海外の地域組織、全世界の多数のグループ会社によって構成され、幅広い分野でビジネスを展開しています。これらのビジネスは、住友商事グループの一組織が遂行する以上、どの業界に属し、どの地域にあっても、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできる一定水準以上の「業務品質」を保持していることが必要と考えています。

このような観点から、当社は2005年7月、内部統制の国際的標準である「COSOフレームワーク*」に則ったチェックリストを用いた内部管理状況の総点検に着手しました。このチェックリストは、住友商事グループを構成する全ての組織が共通に保持すべき、リスク管理、会計・財務管理、コンプライアンスなど、組織運営全般にわたる管理のポイントを網羅した350の点検項目により構成されています。

点検作業は業種・業態、地域、規模の大小を問わず、全ての組織で行うことを目標とし、全世界の500以上の組織において実施されています。また、各組織が自己点検した結果は、それぞれの事業部門や地域に置かれた総括部などがレビューすることにより、必要な改善策の策定とその実行をサポートしています。

* COSOフレームワーク：内部統制を「財務報告の信頼性」「業務の有効性・効率性」「関連法規の遵守」の3つの目的を達成するために必要な管理プロセスと定義する。1992年にCOSO（米国トレッドウェイ委員会組織委員会）が公表。

● 法的要請への対応

2006年5月に施行された会社法では、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」の整備が求められていますが、当社では、既にさまざまな制度・仕組みを構築してきており、会社法の要求を満たす体制を整えています。

インターナルコントロールは、それらが十分に機能しているかどうかを定期的・網羅的にモニタリングし、必要な改善を図っていくための仕組みとしても位置づけています。

また、2008年4月1日より適用の、金融商品取引法に定める内部統制報告制度への対応について、インターナルコントロールの成果や推進体制を有効活用しながら、同法の要請に沿って財務報告の信頼性に係る内部統制状況の整理・評価を行っています。特に、財務報告に与える影響が大きい「重要な事業拠点」等の約30社においては、個々の業務プロセスに係る内部統制について、詳細に評価を実施しています。住友商事グループは、同制度への対応を通じて、これまで目指してきた「業務品質の向上」をさらに追求しています。

内部監査

また、内部監査部は、インターナルコントロールとは別に、社内独立組織としてのモニタリング機能を有しています。住友商事の全組織及び全ての連結子会社を対象に、内部監査を実施しており、2007年度は国内125件、海外45件の監査を実施しました。

リスクマネジメント

住友商事のリスクマネジメントは、かつての「損失発生防止」を目的としたミクロ的な管理を中心とした手法から、「企業価値の極大化」を目的とするマクロ的な管理に軸足を移し、多様化するリスクに効果的に対処するためのフレームワークを構築してきました。このフレームワークは、経営資源を効率よく運用するための重要なサポート機能を果たしており、経営計画とも深くリンクしています。

リスクマネジメントの目的

リスクマネジメントの位置づけが「企業価値の極大化」へ進化する中で、リスクの定義も「損失の可能性」から「リターンが計画から乖離する可能性」へと高度化してきたことを受け、以下3点をリスクマネジメントの目的としています。

1. 「業績安定」：計画と実績の乖離を少なくして安定収益を確保すること。
2. 「体質強化」：リスクを体力（株主資本）の範囲内に収め、リスク顕在化の場合にも事業に支障をきたさないようにすること。
3. 「信用維持」：法令遵守等の社会的な責任を果たし、信用を維持すること。

リスクマネジメントの基本方針

当社は、計量化できる「計測可能リスク」と、計量化困難な「計測不能リスク」に、リスクを大別して管理しています。「計測可能リスク」は「価値創造リスク」、すなわち「リターンを得るためにとるリスク」であり、リスク量を体力の範囲内に収め、リスクに対するリターンを極大化することを基本方針としています。一方、「計測不能リスク」は「価値破壊リスク」、すなわち「ロスしか生まないリスク」であり、発生を回避する、もしくは発生確率を極小化するための枠組みづくりに注力しています。

具体的な管理の仕組み

計測可能リスクの管理

● 投資リスク管理

投資案件は、いったん実施すると撤退の判断が難しく、撤退した場合の損失のインパクトが大きくなりがちです。このため、投資の入口から出口まで一貫した管理を実施しています。投資の入口では、当社の資本コストを基に「ハードルレート」を上回る案件を厳選しています。特に、大型・重要案件については、投融資委員会において案件取り進めの可否を十分に検討します。投資実施後は、事業計画が着実に実行されているかをモニターし、投資先のパフォーマンス

ンスや経営状態が一定の基準を満たさなければ原則撤退するという「Exit Rule」を定めています。

● 信用リスク管理

当社は、取引先の信用リスク管理に、当社独自の信用格付け（Sumisho Credit Rating=SCR）を用いています。このSCRでは、取引先の信用力に応じて合計9段階に格付けし、格付けに応じて与信枠設定の決裁権限を定め、格付けごとに1.5%～50%のリスクウェイトを設定しています。低格付けの取引先ほど与信設定権限者が上位になり、低格付け先のリスクアセットは相対的に大きくなることから、事業部門が低格付け先に対する与信を減らそうとするインセンティブが働く仕組みとなっています。

● 市場リスク管理

先物取引市場の存在する商品の取引については、契約残高に限度額を設定するとともに、半期または通期における損失限度額を設定し、VaR（Value at Risk=潜在損失）と評価損失を含めた損益が、損失限度額内に収まるように常時モニターしています。さらに、流動性が低下して売買が困難になるリスクに備え、商品及び市場ごとに流動性リスク管理も行っています。また、取引の確認や受渡し・決済、残高照合を行うバックオフィス業務や、損益やポジションを管理・モニターするミドルオフィス業務をフィナンシャル・リソースグループが担当し、取引を執行するフロントオフィスと完全分離することで、内部牽制を徹底しています。

● 集中リスク管理

グローバルかつ多様な事業分野においてビジネスを推進している総合商社では、特定のリスクファクターに過度な集中が生じないように管理する必要があります。当社では、特定の国・地域に対するリスクエクスポージャーの過度な集中を防ぐために、カントリーリスク管理制度を設けています。また、特定分野への過度な集中を避け、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築するために、社長と

事業部門長とで行われる戦略会議や投融資委員会において、事業部門やビジネスラインへ配分するリスクアセット額について十分なディスカッションを行っています。

計測不能リスクの管理

訴訟等のリーガルリスク、事務処理ミスや不正行為などのオペレーショナルリスク、自然災害といった計測不能リスクは、リスクを負担してもリターンは全くありません。中には、発生頻度は低いものの、発生すれば経営に甚大な影響を及ぼしかねないものもあります。当社では、このような計測不能リスクの発生そのものを回避、もしくは発生する確率を極小化することをリスクマネジメントの基本方針としています。具体的には、内部統制の定期的かつ網羅的な点検のための制度である「インターナルコントロール」のチェックリストの中に、これら計測不能リスクへの対応状況を確認する項目を設けることにより、グローバル連結ベースでのモニタリングを実施しています。そして、その結果を踏まえた組織体制や業務フローの見直しを行うことを通じて、「業務品質」の継続的な向上を図っています。

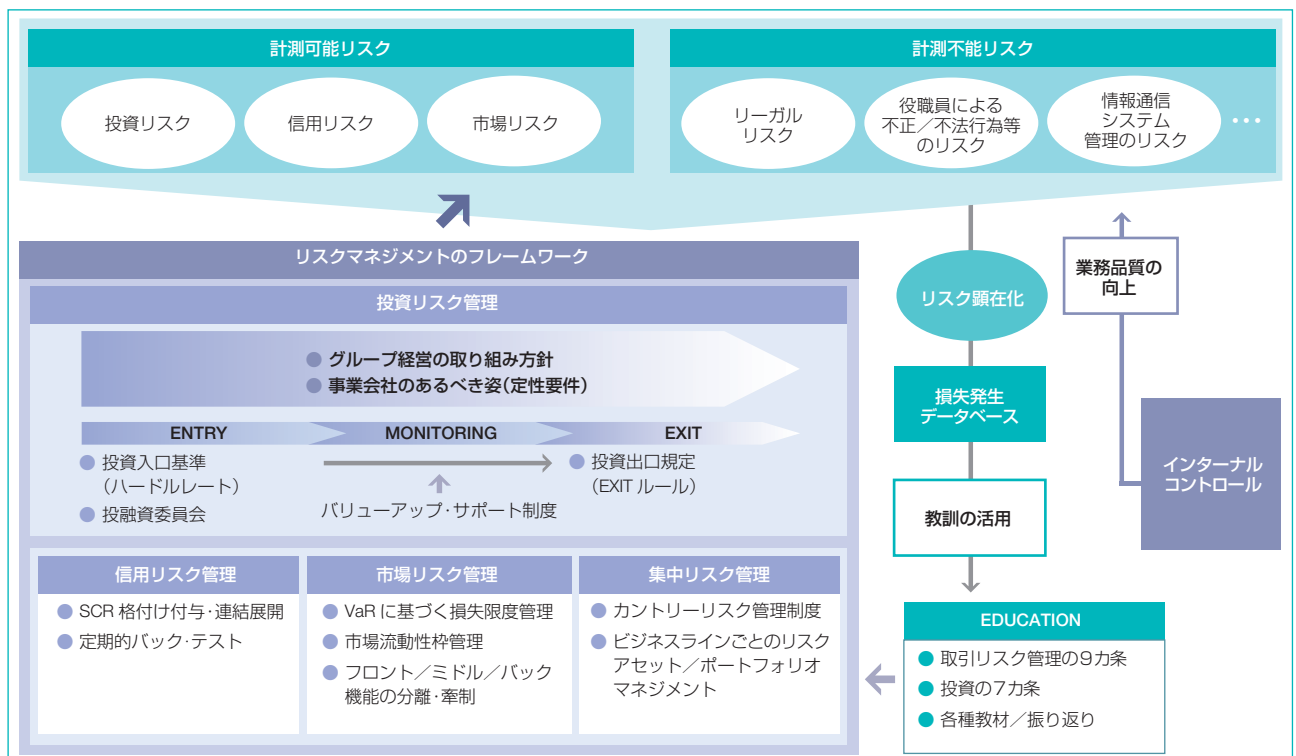
リスクマネジメントを定着させる仕組み

当社は、多様化したリスクに対して可能な限りのリスクマネジメント・フレームワークを整えてはいますが、ビジネ

スに伴う損失を完全に防ぐことはできません。万一、損失事態が発生してしまった場合にはできるだけ早期に発見可能な体制を整えること、発見後は直ちに関係情報を収集・分析し、迅速かつ適切に対応するとともに、当該情報をマネジメント層・関係部署が共有することにより、損失の累増や二次損失の発生を抑止することに努めています。また、さまざまな損失事態情報を損失発生データベースにて集中管理するとともに、損失発生の原因を体系的に分析した上で、各種研修やさまざまな教材の作成・配布を通じてビジネスの現場にフィードバックすることで、一人ひとりのリスク管理能力のレベルアップを図り、同様の損失事態の再発を極力防止する仕組みを構築しています。

リスクマネジメントの不断の進化に向けて

当社は、過去10年程度の間、外部環境の変化に先んじた効果的なリスクマネジメントを実践するため、最先端の手法や枠組みを積極的に研究・導入することによって、現在のリスクマネジメントのフレームワークをつくってきました。しかし、外部環境は依然激しく変化し、これまで想定しなかった新しいモデルのビジネスが日々提案されています。このような状況に適時適切に対応するために、当社のリスクマネジメントは経営トップの主導のもと、進化を続けています。



コンプライアンス

当社は、企業を存続させ、信用を担保するためには、法令遵守が企業活動の大前提であると認識し、明確な指針のもとでコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンス体制・指針

コンプライアンスを推進するために、2000年11月に社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しました。コンプライアンス委員会では、2001年4月にコンプライアンス・マニュアルを作成し、全役職員に配布しています(2003年12月、2005年7月に改訂)。このマニュアルに、重要分野として下欄の19項目のコンプライアンス指針を掲げ、コンプライアンス上で疑義が残るような行為は「やらない」ことを徹底しています。当社では、会社の利益追求を優先するあまり、役職員個人が法令違反を起こすことは絶対にあってはならないと考えています。万が一、コンプライアンス上の問題が発生したときは、直ちに上司あるいは関係部署に報告し、最善の措置をとることを常日頃から徹底しています。

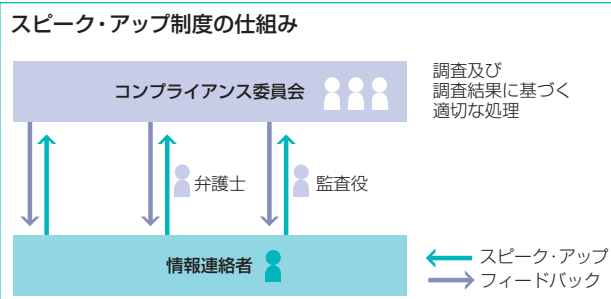
コンプライアンス啓発活動

イントラネットにコンプライアンス・マニュアルや各種法令に関するマニュアル等を掲載し、常に最新版が閲覧できるようにしているほか、各種のコンプライアンス教育・啓発活動を推進しています。教育・啓発活動は、新人研修、新任管理職研修、理事研修など各種階層ごとの講習会や、各事業部門が主催する講習会及び全役職員を対象とした講習会によって実施しています。また、国内外で開催される各種会議の活用や、海外拠点等へ出向いての講習会や事業会社を対象とした講習会を実施しています。2007年度は事業会社を含めて93回の講習会・会議を実施し、約5,400名

が参加しました。また、全役職員を対象としたeラーニング「コンプライアンス講座」を開講し、2007年度末までに「コンプライアンス講座」を4回に分けて開講しました。

スピーク・アップ制度

コンプライアンス委員会の設置と同時に、「スピーク・アップ制度」も導入しました。コンプライアンスの観点から問題が生じた場合、職制ラインによる報告ルートのほか、コンプライアンス委員会に直接連絡できるようにしています。2003年8月には、連絡窓口を監査役や社外の弁護士を加えて連絡ルートを拡充しました。調査結果をフィードバックするため、情報連絡は顕名を原則としていますが、社内規程によって情報連絡者ならびに情報内容の秘密を厳守することや、情報連絡行為による連絡者本人への不利益な処遇がないことが保証されています。受け付けた情報については、コンプライアンス委員会により適切に処理されます。なお、2008年3月現在、国内の事業会社のうち約130社がこの制度を導入しています。



コンプライアンス指針	社会の一員たる企業人としての指針	働きやすい職場を維持するための指針	私的行為についての指針
営業活動における指針 <ul style="list-style-type: none"> ● 独占禁止法の遵守 ● 安全保障貿易管理 ● 関税・禁制品 ● 各種業法の遵守 ● 知的財産権の尊重及び保全 ● 不正競争の禁止 ● 情報管理 ● 環境保全 ● 海外における営業活動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 贈賄の禁止 ● 外国公務員に対する不正支払の防止 ● 政治献金 ● 反社会的勢力との対決 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権尊重* ● セクシュアルハラスメントの禁止 ● パワーハラスメントの禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● インサイダー取引規制 ● 利益相反行為の禁止 ● 情報システムの適切な使用

* 世界人権宣言に準拠しています。

環境・安全管理・社会貢献への取り組み

住友商事グループが事業活動に際して常に基軸にしている「住友の事業精神」のなかに、「自利利他公私一如」という考え方があります。歴代の住友のリーダーたちは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し社会を利する事業でなければならぬ」「営利のみに走ることなく、絶えず公益との調和を図れ」と繰り返し説いてきました。これは、まさに今日でいうCSR(企業の社会的責任)の精神そのものであり、私たちはこの「住友の事業精神」をDNAとして受け継いでいます。

環境への取り組み

住友商事グループは、環境問題が地球規模の広がりを持つとともに、次世代にも及ぶ長期的な問題であることを認識し、健全な事業活動を通じて、社会・経済の発展と地球環境との共生を目指す「持続可能な発展」の実現に向け努力しています。商取引、開発及び事業投資をする上での基本方針を以下のように定め、環境マネジメントを実現しています。

環境方針

住友商事グループは、以下の環境方針を定めています。

I. 基本理念

住友商事グループは、グローバル企業として、環境問題が地球規模の広がりを持つとともに、次世代以降にも及ぶ長期的な問題であることを認識し、健全な事業活動を通じて、社会・経済の発展と地球環境との調和を目指す「持続可能な発展」の実現に向け努力する。

II. 基本方針

住友商事グループは、国内外におけるさまざまな事業活動を行うにあたり、以下の方針に従い、グループ会社が協力して、この環境の基本理念の実現に努める。

- | | |
|--|--|
| <p>1. 環境に対する基本姿勢
良き企業市民として、当社の行動指針に沿い、地球環境の保全に十分配慮する。</p> <p>2. 環境関連法規の遵守
国内外の環境関連法規を遵守する。
またグループ各社は同意した協定等を遵守する。</p> <p>3. 自然環境への配慮
自然生態系等の環境保全ならびに生物多様性の維持・保全に十分配慮する。</p> <p>4. 資源・エネルギーの有効活用
資源・エネルギーの有限性を認識し、その有効利用に努める。</p> | <p>5. 循環型社会構築への寄与
廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルに取り組み、循環型社会の構築に向け努力する。</p> <p>6. 環境保全型事業の推進
総合力を生かし、環境保全型事業を推進し、社会の環境負荷の低減に貢献する。</p> <p>7. 環境管理の確立
環境マネジメントシステムを活用して、環境目的・目標を設定、定期的な見直しを行い、その継続的改善を図りつつ、環境汚染の予防に努める。</p> <p>8. 環境方針の周知と開示
この環境方針は、住友商事グループで働くすべての人に周知するとともに広く開示する。</p> |
|--|--|

再生可能なエネルギーの供給拡大への取り組み



当社は、環境負荷が小さい、再生可能なエネルギー(太陽光や風力、水力、波力、地熱などのエネルギー)の供給拡大に取り組んでいます。新たな取り組みとして、日本企業が事業主体のプロジェクトとしては過去最大級となる、出力9,000kWの太陽光発電事業をスペインカナリア自治州テネリフェ島において実施します。

欧州において避寒地として名高いカナリア諸島は、観光産業を主要な収入源とするため、環境資源保護の観点から大規模な化石燃料による発電設備建設を抑制し、風力および太陽光エネルギーによる発電設備の導入を積極的に図っています。本件で運営する9,000kWの太陽光発電所は、石炭火力発電所と比較すると1年当たり約7,200トン、事業期間25年間で約18万トンのCO₂排出削減効果があります。

「社会と環境に関するレポート」

環境への取り組み、社会貢献の具体的な内容については、「社会と環境に関するレポート」をご覧ください。当社のWebサイトにも掲載しています。<http://www.sumitomocorp.co.jp/society/report.html>

安全管理への取り組み

住友商事グループでは、「安全第一」を掲げ、事業展開を行っています。

各事業部門でも、安全対策推進委員会を独自に設置し、国内外で展開している事業会社とともに安全管理と事故防止を目指した取り組みを行っています。

安全意識の向上と事故防止に向けた取り組み

金属事業部門では、全ての事業会社において、基本書類として「安全マニュアル」「安全衛生管理規定」「作業手順書」の整備を完了し、従業員一人ひとりに対する安全管理に関する教育を徹底することで、未然に事故を防止する組織体制づくりに努めています。

また、ノルウェーやアゼルバイジャンなど、世界各地でSCM事業を展開する鋼管本部においても、客先・請負会社・事業会社の社員と共にオペレーションのリスクアセスメントを行い、労災事故が起こりうるリスクを最小化する環境や業務体制を構築するとともに、従業員の安全意識の継続的向上に日々取り組んでいます。



アゼルバイジャンの在庫オペレーションヤードにて

社会貢献への取り組み

住友商事グループは、「良き企業市民として社会に貢献する」ことを「行動指針」の1つに掲げています。また、当社は「社会貢献活動の理念と方針」を掲げ、ビジネスを通じた社会貢献だけにとどまらず、企業市民としてさまざまな社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。

トリトンスクエア周辺の清掃活動を実施

新入社員研修のプログラムの一環として、2008年4月に入社した社員が、晴海・月島地域の清掃活動を実施しました。今年の研修の目的は、新たに住友商事の一員となった社員に、「自責で考え行動する」「相手の立場に立って行動する」ことを伝えることです。清掃活動は、このテーマについて深く考える良い機会となりました。

企業人として個人として、地域社会へ貢献していくために、このような取り組みは、継続してこそ初めて成果が出るものです。今後も、当社はこの活動を継続していきたいと考えています。



新入社員208人全員で清掃活動を実施しました。

住友商事の社会貢献活動の理念と方針

理念

企業及びその従業員は、企業市民として、今や、グローバルな社会の中で、社会活動のため積極的に活動することが義務づけられる時代となっている。住友商事は、重要な経営基本理念の一つとして、社会貢献活動を掲げ、会社として、又、従業員個人として、社会のために行動する。

活動方針

行動分野

- ①生涯教育の支援
- ②心と健康に関する健全な社会環境整備活動の支援
- ③地域社会への協力

活動規範

- ①営業活動の一環としない
- ②特定の個人への支援としない
- ③宗教活動に関与しない

個人の行動指針

- ①気軽に継続して活動に参加しよう
- ②グローバルマインドを持って行動しよう
- ③感動を求めて行動しよう

役員 (2008年7月1日現在)



岡 素之 会長
 中井戸 信英 副社長
 加藤 進 社長
 島崎 憲明 副社長

取締役及び監査役

取締役会長
 岡 素之

取締役社長
 加藤 進

取締役
 島崎 憲明

取締役
 中井戸 信英

取締役
 岡本 巖

取締役
 柴原 誠

取締役
 森 修一

取締役
 大森 一夫

取締役
 荒井 俊一

取締役
 守山 隆博

取締役
 加納 岳

取締役
 大澤 善雄

常任監査役(常勤)
 平沼 重巳

監査役(常勤)
 福元 哲朗

監査役(弁護士)
 園部 逸夫*

監査役(弁護士)
 原田 明夫*

監査役(公認会計士)
 藤沼 亜起*

(注1) 取締役は、全て代表取締役です。
 (注2) *は社外監査役です。

執行役員

社長

加藤 進

副社長執行役員

島崎 憲明

人材・総務・法務グループ分掌、
フィナンシャル・リソース
グループ分掌

中井戸 信英

コーポレート・コーディネーション
グループ分掌

専務執行役員

荻村 道男

アジア総支配人、
アジア住友商事事社社長

品川 道久

米州総支配人、
米国住友商事事社社長

岡本 巖

資源・エネルギー事業部門長

柴原 誠

金融・物流事業部門長

森 修一

化学品・エレクトロニクス事業部門長

大森 一夫

輸送機・建機事業部門長

荒井 俊一

金属事業部門長

北川 信夫

中国総代表、
中国住友商事グループCEO、
中国住友商事事社社長

常務執行役員

森本 洋司

関西ブロック長

石本 賢太郎

生活産業・建設不動産
事業部門長補佐、
食料事業本部長

梶原 謙治

中部ブロック長

佐藤 誠

輸送機・建機事業部門長補佐、
自動車事業第一本部長

濱田 豊作

フィナンシャル・リソースグループ長

守山 隆博

インフラ事業部門長

三浦 一朗

内部監査部分掌、
コーポレート・コーディネーション
グループ分掌補佐

加納 岳

生活産業・建設不動産事業部門長

中村 邦晴

コーポレート・コーディネーション
グループ長

佐々木 新一

欧州総支配人、
欧州住友商事グループCEO、
欧州住友商事
ホールディング会社社長、
欧州住友商事事社社長

川原 卓郎

人材・総務・法務グループ長

大澤 善雄

メディア・ライフスタイル事業部門長

執行役員

富樫 和久

鉄鋼第二本部長

竹内 一弘

経営企画部長

石田 新一

建設機械事業本部長

曾根 貴史

通信・環境・産業インフラ事業本部長

中村 仁

メディア・ライフスタイル
総括部長

日高 直輝

自動車金属製品本部長

大橋 茂

ライフスタイル・リテイル
事業本部長

熊谷 泰雄

生活資材本部長

土井 雅行

アジア総支配人補佐、
インドネシア住友商事事社社長

降旗 亨

資源第二本部長

猪原 弘之

フィナンシャル・リソース
グループ長補佐、
財務部長

中村 勝

鋼管本部長

平尾 浩平

電力・社会インフラ事業本部長